

# 県が実施するいじめの防止等のための対策に関する「評価」について

## 1 評価の目的

県が実施するいじめの防止等のための対策に関して、そのねらいと効果を確認しながら、課題を把握し、その改善策を検討することで、より効果の高い対策となるように改善を図る。また、その結果を公表することにより、説明責任を果たす。

## 2 評価の対象

県が実施するいじめの防止等のための対策に関する、31の施策・事業を対象とする。

## 3 評価の方法

- (1) 県が行ういじめの防止等のための施策・事業について、担当課が、それぞれの施策・事業の目的、評価の観点をもとに、実績・成果、課題、改善策等、「自己評価」を行う。
- (2) 「千葉県いじめ対策調査会」は、それぞれの施策・事業の「自己評価」が適切であったかどうかについて検証と評価を行い、改善に向けた提言等を行う。
- (3) 千葉県いじめ対策調査会の提言等は、県教育委員会のホームページ等を活用し、広く周知する。

## 県いじめ対策の施策・事業一覧

| 評価の観点                                      | 施策等の名称   | 担当課   | 委員の意見            |                                    |  |
|--|--|---|------------------|------------------------------------|--|
| 1 相談及び情報収集体制の充実                            | 1 教育相談事業                                       | 子どもと親のサポートセンター  |                  |                                    |  |
|  | 2 24時間いじめ電話相談                                  | 子どもと親のサポートセンター  |                  |                                    |  |
|  | 3 学校問題解決支援対策事業                                 | 教育政策課   |                  |                                    |  |
|  | 4 ヤング・テレホン                                     | 県警本部  |                  |                                    |  |
|  | 5 いじめ防止対策等推進事業<br>(千葉県いじめ問題対策連絡協議会の開催)         | 指導課   |                  |                                    |  |
| 2 予防及び早期発見                                 | 6 道徳教育推進プロジェクト事業                               | 指導課   |                  |                                    |  |
|  | 7 いのちを大切に作るキャンペーン                              | 指導課   |                  |                                    |  |
|  | 8 豊かな人間関係づくり実践プログラムの活用の推進                      | 教育政策課、指導課   |                  |                                    |  |
|  | 9 いじめ対策等生徒指導推進事業                               | 指導課   |                  |                                    |  |
|  | 10 不登校支援事業                                     | 指導課   |                  |                                    |  |
|  | 11 スクール・サポーター制度                                | 県警本部  |                  |                                    |  |
|  | 再掲 1 教育相談事業                                    | 子どもと親のサポートセンター  |                  |                                    |  |
|  | 再掲 2 24時間いじめ電話相談                               | 子どもと親のサポートセンター  |                  |                                    |  |
|  | 再掲 4 ヤング・テレホン                                  | 県警本部  |                  |                                    |  |
|  | 3 人材の確保及び資質の向上                                 | 12 各種会議等の開催(指導主事会議、生徒指導連絡協議会、学校人権教育研究協議会、特別支援学校生徒指導主事連絡協議会) |                  | 指導課、特別支援教育課                        |  |
|  |  | 13 研修事業   |                  | 県総合教育センター<br>子どもと親のサポートセンター<br>指導課 |  |
| 14 スクールアドバイザー派遣事業                          |  | 子どもと親のサポートセンター  |                  |                                    |  |
| 15 いじめ・不登校等生徒指導の充実のための教員加配、非常勤講師の配置        |  | 教職員課  |                  |                                    |  |
| 16 特別非常勤講師配置事業(臨床発達心理士等含む)                 |  | 特別支援教育課   |                  |                                    |  |
| 17 いじめ防止対策等推進事業(スクールカウンセラーの配置)             |  | 指導課   |                  |                                    |  |
| 18 スクールカウンセラー配置校(私立学校)への支援                 |  | 学事課   |                  |                                    |  |
| 19 いじめ防止対策等推進事業<br>(スクールソーシャルワーカーの配置)      |  | 指導課   |                  |                                    |  |
| 20 地域連携アクティブスクールの設置<br>(スクールソーシャルワーカーの配置)  |  | 県立学校改革推進課   |                  |                                    |  |
| 再掲 3 学校問題解決支援対策事業                          |  | 教育政策課   |                  |                                    |  |
| 再掲 11 スクール・サポーター制度                         |  | 県警本部  |                  |                                    |  |
| 4 啓発                                       |  | 21 いじめ防止対策等推進事業<br>(いじめ防止対策等に関する啓発資料作成)                     | 指導課              |                                    |  |
|  |  | 22 「学校から発信する家庭教育支援プログラム」活用推進事業                              | 生涯学習課            |                                    |  |
|  | 23 ウェブサイト「親力アップいきいき子育て広場」事業                    | 生涯学習課   |                  |                                    |  |
|  | 24 人権啓発活動推進事業                                  | 健康福祉政策課   |                  |                                    |  |
|  | 25 子ども・若者育成支援事業<br>(子ども・若者のための相談・支援機関ガイド作成、配布) | 県民生活・文化課  |                  |                                    |  |
|  | 26 青少年総合対策本部事業<br>(青少年を健全に育てる運動ポスター作成・配布)      | 県民生活・文化課  |                  |                                    |  |
|  | 27 非行防止教室                                      | 県警本部  |                  |                                    |  |
|  | 5 ネットいじめ対策                                     | 28 青少年ネット被害防止対策事業(ネットパトロール)                                 | 県民生活・文化課、指導課、学事課 |                                    |  |
| 29 青少年非行防止対策事業<br>(非行防止リーフレットの作成・配布)       |  | 県民生活・文化課  |                  |                                    |  |
| 再掲 5 いじめ防止対策等推進事業<br>(千葉県いじめ問題対策連絡協議会の開催)  |  | 指導課   |                  |                                    |  |
| 再掲 13 研修事業(総合教育センター・指導課)                   |  | 総合教育センター、<br>子どもと親のサポートセンター、<br>指導課                         |                  |                                    |  |
| 再掲 21 いじめ防止対策等推進事業<br>(いじめ防止対策等に関する啓発資料作成) |  | 指導課   |                  |                                    |  |
| 再掲 27 非行防止教室                               |  | 県警本部  |                  |                                    |  |
| 6 調査研究                                     |  | 30 いじめ防止対策等推進事業<br>(千葉県いじめ対策調査会の開催)<br>予算上は、有識者会議で計上        | 指導課              |                                    |  |
|  | 31 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査                   | 指導課   |                  |                                    |  |
|  | 再掲 9 いじめ対策等生徒指導推進事業                            | 指導課   |                  |                                    |  |

## 施策・事業の目的、評価の観点：「1 相談及び情報収集体制の充実」

| 施策・事業等の名称                          | 事業概要   | 担当課            | 施策事業の目的、評価の観点に基づく自己評価  |  |  | 委員の意見 |
|------------------------------------|--|----------------|--|--|--|-------|
|                                    |  |                | 実績・成果  | 課題   | 改善策  |       |
| 1 教育相談事業                           | 子ども(幼児・小・中・高校生など)、保護者、教職員に対して専門的な立場から教育に関する相談を実施する。学業、性格や行動、身体や健康、精神や神経、進路や適性など、個々の状況に応じて、本人及び保護者や学校・教職員に対し相談活動を通して支援・援助を行う。各相談機関とのネットワークを構築し、相談者の様々なニーズに対して、より適切な支援・援助を行うための総合窓口とする。                          | 子どもと親のサポートセンター | <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども(幼児・小・中高校生など)、保護者、教職員に対し、電話相談・来所相談・Eメール・FAX相談により支援・援助を行ってきた。</li> <li>いじめを主訴とする相談件数は、電話相談が423件、Eメール相談が12件であった。性格・行動(不登校・いじめ等)を主訴とする来所相談の件数は3,553件であった。</li> <li>いじめ以外の内容を主訴とする相談の中にも、背景にはいじめがあったり、いじめに発展する可能性のあるトラブルがあったりする。相談の総合窓口として、必要に応じて、学校や関係機関と連携し、予防及び早期発見、適切な対応を行ってきた。</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>県民、保護者、教職員(学校)に対して、電話相談、来所相談、Eメール・FAX相談の利点を相談者が理解し、適切な相談方法を選択して相談ができるように相談事業内容の一層の周知をする。</li> <li>学校や関係機関との速やかな連携を図るための体制を構築する。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>休日開放事業(教育相談セミナー)で資料(リーフレット)を配布したり、相談事業の説明をしたりして、県民への広報活動を推進する。</li> <li>教職員(学校)に対して相談事業内容の周知のため、研修事業の際に詳しく丁寧な説明を徹底して行う。</li> </ul>  |       |
| 2 24時間いじめ電話相談                      | いじめの問題に悩む子どもや保護者がいつでも相談できるよう、休日・夜間を含めた24時間のいじめ電話相談を実施する。子どもと親のサポートセンターで平日8時30分～17時15分の間、教育電話相談を実施しているため、その他の時間帯のいじめ相談にかかる電話受付を外部に委託する。   | 子どもと親のサポートセンター | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめが主訴の電話相談は、423件だった。(平日8:30～17:15は157件、休日夜間は266件)</li> <li>子どもと親のサポートセンターの電話相談担当者間で、日々の相談状況や相談者の対応等について共通理解を図りながら実施することができた。</li> <li>子どもと親のサポートセンターと委託業者と連絡を密にとり、また定期的(月1回)に連絡会を行いながら、相談者の対応について共通理解を図り実施することができた。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>リピーターの対応について。</li> <li>電話相談回線が全て使用されている場合のガイダンス(アナウンス)の変更。</li> <li>電話相談マニュアルの見直し、検討。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>相談状況(リピーター等)に応じた対応について担当者等で検討すると共に、その都度、担当者間で共通理解を図っていく。</li> <li>電話会社との契約内容についての適切な変更。</li> <li>子どもと親のサポートセンターとしての電話相談の在り方について確認し、現状に合った相談者への対応マニュアルについて見直し、検討していく。</li> </ul> |       |
| 3 学校問題解決支援対策事業                     | 保護者及び地域住民等からの要望のうち、学校が単独で解決困難な事案に対して、弁護士、精神科医、臨床心理士等の委員と教育庁関係課からなる「学校問題解決支援チーム」を設置し、月1回程度、会議を開催し、解決に向けて指導助言するなど、学校や市町村教育委員会の支援にあたる。さらに、より有効な問題解決につなげるため、初期段階での機動的な対応として、緊急的な打合せや相談等が必要な案件について弁護士相談等を含む初期対応を行う。 | 教育政策課          | <ul style="list-style-type: none"> <li>本事業を開始した平成22年度は6件、23年度は4件、24年度は5件、25年度は、5件の案件について協議した。</li> <li>今年度は、会議で5件、緊急の弁護士相談で1件、臨時的打合せで1件、合わせて7件について協議した。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>扱った事案件数は増加していないが、会議で扱った事案への対応をもとに作成した研修資料の配付、各学校の研修会などを通じて、学校の対応能力が向上している。</li> <li>昨年度から運用し始めた機動的な対応の活用要請が、学校から関係課に寄せられるなど、周知が進んでいる。</li> <li>引き続き、学校等が本事業をより手軽に活用できるようにする。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業の運用方法の改善を図るとともに、教育庁各課に寄せられる学校等からの相談の中に、新たな事例となる事案がないか、より積極的に情報収集を行う。</li> </ul>   |       |
| 4 ヤング・テレホン                         | 本部少年センター内にフリーダイヤル回線による相談窓口(ヤング・テレホン)を設置し、主に非行問題や犯罪被害等の悩みや問題を抱える少年や保護者からの電話相談を受理し、適切な助言・指導を行っている。   | 県警本部           | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年中において、689回の相談受理を行った(前年比-222回)。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>相談受理回数が、前年と比較して約25パーセント減少した。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口についての周知を図ることで、利用を促し、いじめの早期発見に努める。</li> </ul>  |       |
| 5 いじめ防止対策等推進事業(千葉県いじめ問題対策連絡協議会の開催) | 学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成する協議会を設置し、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図る。  | 指導課            | <ul style="list-style-type: none"> <li>千葉県教育庁及び知事部局の関係各課、市町村教育委員会、児童相談所、千葉地方法務局、県警察本部等の機関、弁護士、医師、心理や福祉の専門家の職能団体等、38の機関・団体の代表者及び会長(千葉県教育委員会教育長)をもって連絡協議会を組織した。</li> <li>第1回目の会議を平成26年7月7日に開催し、各機関等によるいじめ防止対策等、有意義な情報交換、意見交換が行われた。また、「千葉県いじめ防止基本方針(案)」について協議した。</li> <li>担当者会議に、ネット関係の機関等による「ネットいじめ対策専門部会」を設置し、平成27年1月9日に第1回を開催して情報交換等を行った。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>会議では、各機関等がそれぞれのいじめ防止対策を認識し合うことが主なテーマとなったが、今後はより具体的なテーマを設けて協議することも必要である。</li> <li>参加機関等が38と多いので、会議の効率化や担当者会議の有効活用等の工夫が必要である。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度は、7月の本協議会の前に複数回「ネットいじめ専門部会」を行い、ネットいじめ対策について検討したい。本連絡協議会では、この案についての協議をテーマの一つとする予定である。</li> <li>参加機関等の取組については資料にまとめ、効率化する。</li> </ul>                                       |       |

## 施策・事業の目的、評価の観点：「2 予防及び早期発見」（その1）

| 施策・事業等の名称                 | 事業概要  | 担当課   | 施策事業の目的、評価の観点に基づく自己評価  |   |  | 委員の意見 |
|---------------------------|---|-------|--|---|--|-------|
|                           |   |       | 実績・成果  | 課題  | 改善策  |       |
| 6 道徳教育推進プロジェクト事業          | 小・中・高等学校の各学校段階に応じてより効果的な指導を行うため、「『いのち』のつながりと輝き」をテーマに、今後の道徳教育の在り方について検討し、千葉県らしい道徳教育を推進することにより児童生徒の道徳性を高めることを目的としている。   | 指導課   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特色ある道徳教育推進校の小・中・高等学校35校が、県作成教材等を活用した授業を公開した。特に、いじめを題材にした映像教材「ひびけ心のリコーダー」「いつのまに・・・」については、発問や教材提示の工夫等、研究がさらに深められた。また、本教材については、保護者会等で、いじめへの対応等の協議にも活用されている。</li> <li>・心の教育推進キャンペーンで、各委員の授業を地域に公開するとともに、心の教育啓発ポスターを作成し、県内公立幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校に配付し、活用を促している。</li> <li>・高等学校用読み物教材集「明日への扉」に収録されているいじめについての教材の活用を促進している。さらに、平成26年度に作成した「明日への扉Ⅱ」では、無料通信アプリでのいじめに関する教材を収録し、情報モラルに資する内容となっている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特色ある道徳教育推進校については、指定校数が多く、近隣地区での公開授業において参加者が分散してしまう傾向があった。</li> <li>・心の教育推進キャンペーンの授業公開では、学習指導要領における視点「主として自然や崇高なものとかかわりに関すること」の内容を扱ったものが少なく、生命尊重の精神に資する内容について、十分ではなかった。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特色ある道徳教育推進校については、各教育事務所管内で小中学校1校ずつを指定し、地域の中核を担う学校として、高等学校と連携した取組を推進する。</li> <li>・心の教育推進キャンペーン実行委員会において、各視点でバランス良く授業公開ができるように、十分な調整を行いたい。</li> </ul>                                |       |
| 7 いのちを大切にするキャンペーン         | 児童生徒の主体的な活動や、保護者・地域住民・青少年健全育成団体・福祉施設等との連携による取組を通して、児童生徒の生きる力や自分と他者との命を大切にする心をはぐむとともに、「いじめや暴力行為(児童虐待、DVを含む)等 인권侵害は許されない行為である。」という意識を高めるため各学校において取り組むこととしている。 | 指導課   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いのちを大切にするキャンペーンは、すべての公立学校(千葉県立を除く)で実施した。</li> <li>・各学校では、「いじめの問題」や「命の大切さ」について児童生徒が主体的かつ真剣に考えることができる活動を重視して学校の実態に応じて取り組んだ。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いのちを大切にするキャンペーンにおいて、いじめの問題を扱った割合は、小学校で95.6%、中学校で91.7%、高等学校で78.2%となっており、特に高等学校での取組をさらに充実させる必要がある。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いのちを大切にするキャンペーンは、条例の施行とともに、いじめ防止啓発強化月間の取組に位置づけ、多くの学校でいじめをテーマとして取り組むよう、各種会議で広報に努める。その際、内容の充実が図れるよう、効果的な取組事例を紹介するなどの工夫を行いたい。</li> </ul>  |       |
| 8 豊かな人間関係づくり実践プログラムの活用の推進 | 「豊かな人間関係づくり実践プログラム」は、県教育委員会が作成した「あいさつ」「助け合い」「コミュニケーション能力」等、人間関係づくりに必要な基本的な力を育むことをねらいとした小・中学校9か年にわたる体系的なプログラムである。いじめ対策が課題となる中で、小・中学校における本プログラムの活用を推進している。    | 教育政策課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・改訂した実践プログラムの更なる効果的な活用を推進するため、県内5地区より小・中学校10校をモニター校に指定し推進を図った。</li> <li>・教職経験2年目及び3年目の小中学校の教員に対して実践プログラム授業力アップ希望研修を実施し、小学校103名・中学校63名の申し込みがあった。</li> <li>・小・中学校の初任者研修で実践プログラムを行うための講師を小・中学校各9名を教育事務所をとおして依頼した。また事前講習会を実施し、6名が参加した。</li> <li>・岡山県の小学校、神戸市の小学校関係者による視察があった。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・希望研修・初任者研修の充実をはかるため、引き続き、講師の確保及び研修内容の更なる充実を努める。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニター校からの実践報告書の分析や、希望研修・初任者研修の内容の検討を行うとともに、各学校におけるプログラム活用の推進を促すことにより、教員の授業力向上を図っていききたい。また、教育事務所との連携を図り、プログラムを活用した「豊かな人間関係づくり」の授業実践に優れた教員の情報を把握する。</li> </ul>                        |       |
|                           |   | 指導課   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度に「豊かな人間関係づくり実践プログラム」として開発され、義務教育9年間(各学年4時間分)のピアサポートの手法を活用した台本レベルの授業案と教材から構成されている。</li> <li>・活用状況については、平成26年度の実績で小学校90.0%、中学校79.1%の活用率となっている。授業を実践している教員の感想としては、周りの人の気持ちを考えることや自分を大切にするを教えながら授業を進められるとの意見があり、いじめ防止対策のひとつとなっている。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業案や教材や台本が県のホームページからダウンロードでき、たいへんわかりやすい構成になっているが、資料が多すぎてどうやって使っていかわからないという意見もある。</li> <li>・学校の年間指導計画における位置づけが難しく、授業を行う時間の確保が難しいという現場の声が多い。特別活動、道徳、総合的な学習の時間に位置付けて実施してよいことになっているが、時間の確保について工夫していく必要がある。実施率については、地区によって差がある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校現場は、年間計画に沿って教育活動が実施されるが、様々な課題がある中で、対応することが多く、何を優先するかを取捨選択する必要性を感じている。その中で「豊かな人間関係づくりプログラム」を実施する時間の確保が一番の課題となっている。そこで、内容の精選をすることと今後も学校訪問等に活用方法について周知していき、その普及に努めていきたい。</li> </ul> |       |

## 施策・事業の目的、評価の観点：「2 予防及び早期発見」（その2）

## 資料2

| 施策・事業等の名称        | 事業概要  | 担当課            | 施策事業の目的、評価の観点に基づく自己評価  |   |  | 委員の意見 |
|------------------|---|----------------|--|---|--|-------|
|                  |   |                | 実績・成果  | 課題  | 改善策  |       |
| 9 いじめ対策等生徒指導推進事業 | 不登校児童生徒の早期発見・早期対応をはじめ、より一層きめ細かな支援を行うため、教員や訪問相談担当教員の研修、教育支援センター等を中心とした不登校対策に関する中核的機能を充実し、学校・家庭・関係機関が緊密に連携した地域ぐるみのサポートネットワークの整備に係る実践的な調査研究を行う。また、各地域で特色のある実践を行い、成果を広く普及する。              | 指導課            | ・子どもと親のサポートセンターにおいて、不登校の子どもに対して、異年齢によるグループ活動により社会性を高める「サポート広場」などを実施し、学校復帰に向けた支援をするとともに、保護者に対しては、懇談会やセミナーを実施し、効果的な支援の方法を研究した。<br>・「学校支援事業」としては、所員が学校に訪問し、事例検討会等を行い、教職員の資質力量の向上を図った。これらの成果や効果的な取組を、教育相談ネットワーク連絡協議会や、定期的に発行する「サポートセンターニュース」等で周知した。  | ・子どもと親のサポートセンターで開催する事業へは近隣地域からの参加が多いが、遠方の子供や保護者は参加しにくいとの声がある。<br>・学校支援事業においては、福祉的な対応や特別支援を必要とする事例が増加している。   | ・今後は、県内各地で児童生徒や保護者を支援できる体制づくりと、開催地域の市町村教育委員会等との連携をさらに充実させる。<br>・福祉関係機関（児童相談所・市町村福祉担当課等）とのネットワークの構築や、総合教育センターの特別支援教育部との連携支援を充実させる。  |       |
| 10 不登校支援事業       | 不登校児童生徒及び保護者等への適切な対応と支援を行う。また、これら不登校児童生徒及び保護者の居場所づくりや進路等に関する情報提供を行う。  | 指導課            | ・125校（中学校124校、小学校1校）を不登校対策推進校として指定した。校内の不登校児童生徒支援教室へ724名（平均5.8名）の児童生徒が通室しており、その内194名（平均1.6名）の児童生徒が原籍学級へ復帰することができた。復帰率は、26.8%であった。<br>・「地区不登校等対策拠点校」を12校指定し、「地区不登校等児童生徒サポートセンター」を設置した。訪問相談担当教員12名が、家庭訪問等を通じて不登校等の児童生徒とその保護者等に対して、学校復帰を目指すための相談・援助を実施した。相談・援助を行った件数は延べ7,036件、電話対応は延べ1,477件で、そのうち378件が好転した。 | ・不登校対策推進校においては、担当教員が関係機関との連絡調整や、担任等との定期的な意見交換の場を持つことで効果をあげているが、校内体制が整備されていない学校については、効果が上がっていない例がみられた。<br>・相談担当教員一人当たりの携わるケースが相談援助だけでも700件を超える人も複数いる。十分な対応が難しい場合がある。 | ・平成26年度の不登校対策推進校の取り組みを振り返り、平成27年度の推進校の希望調査を行った。平成27年度の推進校については、活動計画書の提出を求めるとともに、10月以降に推進校への訪問を企画し、開設状況や校内体制の確認及び助言等を行いたい。<br>・訪問相談担当教員の研修について、教育事務所ごとに行われるケース会議等を通して情報共有し、スクールソーシャルワーカーとの連携を深め、支援を希望する学校と児童生徒に対して適切に対応できる環境づくりをする。 |       |
| 11 スクール・サポーター制度  | スクール・サポーターは、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒を対象とした非行防止や立ち直り支援、学校における児童生徒の安全の確保」などを目的とし、主として、非行問題等を抱える学校からの要請に基づいて派遣し、「教職員に対する生徒指導や健全育成に係る助言」、「学校が実施する学校内外のパトロール活動への支援」など、学校への支援活動を行っている。    | 県警本部           | ・学校派遣活動においては、16校の中学校へスクール・サポーターを派遣した（前年度比-4校）ほか、非行防止教室、学校訪問活動等の各種支援活動を実施した。  | ・問題解決の長期化等により、学校からの派遣要請に十分な対応が図れておらず、いじめ問題を含めた問題を抱えた学校への支援体制を拡充する必要がある。   | ・スクール・サポーターの拡充を図る。   |       |
| 再掲1 教育相談事業       | 子ども（幼児・小・中・高校生など）、保護者、教職員に対して専門的な立場から教育に関する相談を実施する。学業、性格や行動、身体や健康、精神や神経、進路や適性など、個々の状況に応じて、本人及び保護者や学校・教職員に対し相談活動を通して支援・援助を行う。各相談機関とのネットワークを構築し、相談者の様々なニーズに対して、より適切な支援・援助を行うための総合窓口とする。 | 子どもと親のサポートセンター | ・子ども（幼児・小・中高校生など）、保護者、教職員に対し、電話相談・来所相談・Eメール・FAX相談により支援・援助を行ってきた。<br>・いじめを主訴とする相談件数は、電話相談が423件、Eメール相談が12件であった。性格・行動（不登校・いじめ等）を主訴とする来所相談の件数は3,553件であった。<br>・いじめ以外の内容を主訴とする相談の中にも、背景にはいじめがあったり、いじめに発展する可能性のあるトラブルがあったりする。相談の総合窓口として、必要に応じて、学校や関係機関と連携し、予防及び早期発見、適切な対応を行ってきた。                                | ・県民、保護者、教職員（学校）に対して、電話相談、来所相談、Eメール・FAX相談の利点を相談者が理解し、適切な相談方法を選択して相談ができるように相談事業内容の一層の周知をする。<br>・学校や関係機関との速やかな連携を図るための体制を構築する。   | ・休日開放事業（教育相談セミナー）で資料（リーフレット）を配布したり、相談事業の説明をしたりして、県民への広報活動を推進する。<br>・教職員（学校）に対して相談事業内容の周知のため、研修事業の際に詳しく丁寧な説明を徹底して行う。  |       |
| 再掲2 24時間いじめ電話相談  | いじめの問題に悩む子どもや保護者がいつでも相談できるよう、休日・夜間を含めた24時間のいじめ電話相談を実施する。子どもと親のサポートセンターで平日8時30分～17時15分の間、教育電話相談を実施しているため、その他の時間帯のいじめ相談にかかる電話受付を外部に委託する。  | 子どもと親のサポートセンター | ・いじめが主訴の電話相談は、423件だった。（平日8:30～17:15は157件、休日夜間は266件）<br>・子どもと親のサポートセンターの電話相談担当者間で、日々の相談状況や相談者の対応等について共通理解を図りながら実施することができた。<br>・子どもと親のサポートセンターと委託業者と連絡を密にとり、また定期的（月1回）に連絡会を行いながら、相談者の対応について共通理解を図り実施することができた。  | ・リピーターの対応について。<br>・電話相談回線が全て使用されている場合のガイダンス（アナウンス）の変更。<br>・電話相談マニュアルの見直し、検討。  | ・相談状況（リピーター等）に応じた対応について担当者等で検討すると共に、その都度、担当者間で共通理解を図っていく。<br>・電話会社との契約内容についての適切な変更。<br>・子どもと親のサポートセンターとしての電話相談の在り方について確認し、現状に合った相談者への対応マニュアルについて見直し、検討していく。  |       |
| 再掲4 ヤング・テレホン     | 本部少年センター内にフリーダイヤル回線による相談窓口（ヤング・テレホン）を設置し、主に非行問題や犯罪被害等の悩みや問題を抱える少年や保護者からの電話相談を受理し、適切な助言・指導を行っている。  | 県警本部           | ・平成26年中において、689回の相談受理を行った（前年比-222回）。   | ・相談受理回数が増え、前年と比較して約25パーセント減少した。   | ・相談窓口についての周知を図ることで、利用を促し、いじめの早期発見に努める。   |       |

## 施策・事業の目的、評価の観点：「3 人材の確保及び資質の向上」（その1）

| 施策・事業等の名称  | 事業概要  | 担当課            | 施策事業の目的、評価の観点に基づく自己評価   |  |  | 委員の意見 |
|--|---|----------------|---|--|--|-------|
|  |   |                | 実績・成果   | 課題   | 改善策  |       |
| 12<br>各種会議等の開催<br>(指導主事会議、生徒指導連絡協議会、学校人権教育研究協議会、特別支援学校生徒指導主事連絡協議会) | 各教育事務所の生徒指導担当指導主事や県立学校の生徒指導主事及び人権教育の担当教諭等を招集し、定期的な会議を実施して、事例研究や最新の情報の共有等を行う。  | 指導課            | <ul style="list-style-type: none"> <li>各教育事務所の生徒指導担当指導主事や公立高等学校の生徒指導主事等を集めて、それぞれの会議を定期的開催した。協議会では、県のいじめ防止対策推進条例や千葉県いじめ防止基本方針の内容を説明し、各学校のいじめ防止対策がさらに充実するように努めた。</li> <li>各市町村教育委員会を対象とした協議会等を開催し、学校人権教育の在り方について研究協議し、人権教育の全県的な推進を図った。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ問題に関する現在の課題を把握し、基本的な指導方針を確認するなど、共通理解を深める必要がある。</li> <li>パソコンや携帯電話等での誹謗中傷が増加することが懸念されるため、各学校での取組状況の情報交換等が必要である。</li> <li>学校人権教育に関する実態調査から、「子ども」「障害のある人」「インターネットを通じた人権侵害」が学校の中でも重要な課題になっている。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>各協議会において、いじめ問題の対応力を高めるため、具体的なテーマ等を設定するなど、協議内容の一層の充実を図る。</li> <li>インターネット関係の問題行動が増加しており、生徒・職員及び保護者を対象とした研修など、各学校で実施している対策について、積極的に情報交換していきたい。</li> <li>ワークショップや授業研究、参加体験型の実践的な人権教育の研修の充実を図る。「インターネットによる人権侵害」が喫緊の課題となっていることから、情報モラル教育の充実を図る。</li> </ul> |       |
|  |   | 特別支援教育課        | <ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援学校生徒指導主事連絡協議会を年2回(6/3, 11/4)実施し、主な内容は、特別支援学校における生徒指導上の課題等の協議及び情報交換及びいじめ防止対策の推進についてだった。</li> <li>「千葉県いじめ防止基本方針」について説明し、各学校におけるいじめ防止対策の着実な取組を促した。また外部講師による講義を行い「スマートフォン・SNSに関するトラブルと対策について」学び、各学校で生徒指導の充実が図られるよう指導した。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援学校においては、高等部生徒の増加により、ネットトラブル等の生徒指導上の課題が増加している。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援学校生徒指導主事連絡協議会において、喫緊の課題について協議したり、最新の情報を提供したりして、更に各学校のいじめ対策を含めた生徒指導の充実が図られるよう指導する。</li> <li>生徒指導上の課題の早期解決が図られるように、警察等の関係機関との連携を密にするように各学校に働きかけていく。</li> </ul>  |       |
| 13<br>研修事業   | <p>【総合教育センターの研修事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>初任者研修、経験者研修、教務主任研修、新任教頭研修、新任校長研修等でのいじめの問題を扱っている。</li> <li>市町村教育委員会の要請を受けて出前リーダー養成塾という取組を実施しており、その中で今日的課題としていじめの問題を扱っている。</li> <li>情報モラル指導実践研修や視聴覚教育メディア研修等を実施しており、その中でネットいじめ防止について扱っている。</li> </ul> | 総合教育センター       | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ関係事業として29研修の中でいじめ防止についての講話や演習をおこなった。全研修の延べ日数は36日で、参加者総数は4,944名であった。昨年までの初任研、5年研、10年研、リーダー研、教務主任研に加え、新任教頭研、新任校長研、新任養護教諭研にいじめに特化した研修を取り入れた。具体的にはいじめへの対応、未然防止、人間関係づくり等の講話・協議・事例演習を行った。</li> <li>市町村教育委員会からの要請に基づいて、出前養成塾を実施した。その中で今日的課題として2市(香取市・匝瑳市)でいじめ問題を扱った。</li> <li>学校支援事業(情報モラル関係)として、県内小学校、高校、民間研究会の研修会講師として児童・生徒、教職員、保護者240名に指導助言を行った。</li> <li>情報モラル研修は初任研で各校種1日、情報モラル指導者実践研修や視聴覚教育メディア研修の中でネットいじめの防止について扱った。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対応の研修への参加者のうち前期層(経験1年～10年)の教員の割合は80%を占めている。中期・後期層(11年目以降)対象の研修の確保が課題である。</li> <li>ネットいじめ防止については、講話や演習が中心になっている。生徒向けの情報モラル教育のための教材が現状に追いついていない。「無料通信アプリ」や「つぶやきサイト」等の模擬体験の場ができていない。情報モラル関係の児童生徒の実態把握ができていない。また、教員の情報モラル教育の具体的な取組状況の把握ができていない。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>前期層の研修の質の向上を図るため、講義形式からグループ討議を入れた演習等を取り入れていく。</li> <li>中期層・後期層の研修の場の確保として、リーダー養成塾を全県下に広報し活用を図る。</li> <li>SNS体験アプリを平成28年度に作成する。普及しやすいSNS体験研修が実施できる環境整備を各方面にお願いしていきたい。</li> <li>平成27年度中に全県の児童・生徒、教職員対象の情報モラル関係調査を行う。</li> </ul>                         |       |
|  |   | 子どもと親のサポートセンター | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめの背景や加害者になりうる子の特徴を非行の面から理解し、いじめを防ぐ手立てを学ぶ機会となった。</li> <li>いじめを予防する手立てとして、構成的グループエンカウンター等の学びの機会を設定し、学校現場での集団作りに役立つ研修を実施した。</li> <li>いじめの原因の一つとなる子どもを取り巻くネット社会について学ぶ機会をもった。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>様々な校種の教諭が受講するため、それぞれの課題に具体的に対応することが難しい。</li> <li>より幅広い視点からのいじめについての研修を企画する。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な事例を通していじめの構造について学べる研修を企画する。</li> <li>研修担当者や講師の打ち合わせを綿密にし、受講者のニーズにあった研修を企画、運営する。</li> </ul>  |       |

## 施策・事業の目的, 評価の観点: 「3 人材の確保及び資質の向上」 (その2)

| 施策・事業等の名称                            | 事業概要  | 担当課            | 施策事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価  |  |   | 委員の意見 |
|--------------------------------------|---|----------------|---|--|---|-------|
|                                      |   |                | 実績・成果   | 課題   | 改善策   |       |
| 13 研修事業                              | 【指導課主催の研修(新規)】<br>いじめの問題に特化し, 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織のリーダーを養成する新たな研修を平成26年度から実施する。   | 指導課            | ・平成26年8月25日に教育事務所及び市町村教育委員会の生徒指導担当指導主事, 県立学校・市立高等学校・市立特別支援学校でいじめの防止等の対策のための組織の中核となる教員を招集し, 千葉県いじめ防止基本方針について詳細に説明した。その際, 臨床心理士の視点から「学校におけるいじめ防止等の取組の推進について」の講演を実施した。   | ・ここ数年で, 様々ないじめ防止等のシステムが整ってきたが, すべての教員が十分に理解しているとは言えない。また, 研修の時間に制約があり, 受講者参加型の研修を実施しにくい。 | ・平成26年度と同様に管理職を対象とした研修を実施する。<br>・学校におけるいじめの未然防止, 早期発見, 早期の適切な対応について, 必要な知識, 技術, マネジメント力を習得し, 問題の解決に向けた判断力と行動力を発揮する指導者を集中的に養成し, 各学校のいじめ問題への対応力を高めるいじめ問題対策リーダー養成集中研修を実施する。(宿泊研修:平成27年度新規事業)<br>・生徒指導等の分野で経験豊富な退職教員等の生徒指導アドバイザー, 臨床心理士, 指導主事で, チームを組み, 小・中・高等学校を訪問し, 学校がいじめ防止基本方針やいじめ防止等のための組織, 教育相談体制等について, 指導助言を行う。(いじめ問題対策支援チーム派遣事業:平成27年度新規事業) |       |
| 14 スクールアドバイザー事業                      | 学校が主催する生徒指導及び家庭教育に関する研修会や講演会等に, 心理学や生徒指導を専門とする大学教授等を講師として学校に派遣する。千葉県スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー, 訪問相談担当教員の抱える悩み等の具体的な問題への対応のために, より高度な専門知識・技能等を有する有識者等から指導助言を受け, 支援することを目的として, スーパービジョンを開講する。 | 子どもと親のサポートセンター | ・専門的な知識や技能をもった大学教授, 講師, 民間人, スクールカウンセラー等, 92名がスクールアドバイザーとして登録している。<br>・本年度は223件の活用申込みがあり, 教職員の研修, 事例検討会等に活用された。   | ・事業活用の方法や内容についての広報活動を推進する。   | ・年度当初に各学校種の管理職を対象とする研修会等で「スクールアドバイザーの手引」を配付するとともに, 事業の活用について説明する。<br>・各研修会等において, 活用を促す。<br>・当センターが発行している「サポートセンターニュース」で活用を促す。   |       |
| 15 いじめ・不登校等生徒指導の充実のための教員加配, 非常勤講師の配置 | いじめ・不登校等生徒指導の充実のための教員加配, 非常勤講師の配置を行う。   | 教職員課           | ・平成26年度は, 国から措置される定数と県単の定数を活用して, いじめや不登校など, 児童生徒の問題にきめ細かな対応をするための教員を, 全学校種で337名を配置した。また, 生徒指導の充実を図るための非常勤講師を状況に応じて配置した。<br>・成果については, 児童生徒一人一人の心に寄り添った指導ができ, 改善の方向に向かうケースが増え, 不登校率が低下した。また, 適応指導教室指導員や担当教員, 加配教員, 担任がより密接に連携することで, 指導の継続性が図られ, 児童生徒の改善が図られるようになった。 | ・各市町村からの要望数に応じた人的措置がされていない。  | ・教職員定数は, 国が措置することが基本であることから, 今後も, 様々なルートを通じて, 国に定数改善の要望をしていく。   |       |
| 16 特別非常勤講師配置事業(臨床発達心理士等含む)           | 特別支援学校では, 児童生徒の障害の重度・重複化, 多様化が顕著であるため, 一人一人の教育的ニーズに対応した適切で, 専門的な支援・指導の一層の充実が必要である。教員免許状は有しないが, 各種分野において優れた知識や技術を有する社会人から指導・支援を受けられるよう, 特別非常勤講師として特別支援学校に配置し, 教科の一部又は自立活動を担当し, 指導と評価を行っている。  | 特別教育支援課        | ・平成26年度は, 25校に36名の理学療法士, 作業療法士, 言語聴覚士, 臨床心理士等の専門家を配置し, 専門的な立場から, 自立活動等に関する指導, 評価を得て, 一人一人に応じてより適切な指導支援につなげるとともに, 教員の専門性の向上を図った。   | ・専門家の児童生徒への具体的な関わり方や支援の実際を活用し, 日々の教育活動の改善に結び付けていく必要がある。                                  | ・各学校において, 専門家の見地・視点を教育活動に捉え直し, 更に深めていくための方法を検討していく。   |       |

## 施策・事業の目的, 評価の観点: 「3 人材の確保及び資質の向上」 (その3)

| 施策・事業等の名称                                | 事業概要  | 担当課       | 施策事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価  |   |   | 委員の意見 |
|--|---|-----------|---|---|---|-------|
|  |   |           | 実績・成果   | 課題  | 改善策   |       |
| 17<br>いじめ防止対策等推進事業(スクールカウンセラーの配置)        | いじめや不登校等の問題行動に対応し、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることを目的として、心理臨床の専門家をスクールカウンセラー(SC)として学校に配置する。  | 指導課       | <ul style="list-style-type: none"> <li>千葉市を除く全公立中学校(326校)及び県立高等学校70校のスクールカウンセラー配置に加え、問題行動等の低年齢化に伴う小学校への対策として、スクールカウンセラーを新たに35校、教育事務所に7名を配置した。また、中学校重点校として5校(各教育事務所1校)には、スクールカウンセラーを週2日配置とした。高等学校においては、グループ化を図り、未配置校への対応をやすくした。</li> <li>スクールカウンセラー配置校においては、教育相談体制をより一層充実させることができ、児童生徒のカウンセリングや、保護者からの相談に対する助言・援助、また教職員への助言・援助などにより、問題行動等の早期発見や早期対応に向け、スクールカウンセラーは効果的に機能している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校は配置校数が少なく、自治体独自配置のスクールカウンセラー等の配置状況により教育相談体制の充実度に地域差がみられる。</li> <li>中学校・高等学校は相談数が多く、配置時数の中で職員への連絡等に充てる時間の確保が難しい。</li> <li>高等学校の未配置校については、グループ化を活用しているものの相談の機会を得にくい状況が続いている。</li> <li>スクールカウンセラーの人材確保については、地域による格差が見られる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校配置を70校に拡充した。地域の状況を考慮しながら、スクールカウンセラーに努めたい。</li> <li>高等学校においては80校に拡充し、問題行動等を多く抱える学校に配置し、未配置校に対しては、1校に対して2校程度の配置校をグループとすることで、教育相談体制の充実を努めていく。</li> <li>小中学校及び高等学校においてスクールカウンセラーの配置時数の拡充に努めたい。</li> </ul> |       |
| 18<br>スクールカウンセラー配置校(私立学校)への支援            | いじめや不登校等について児童生徒、保護者、教員の抱える悩みを受け止め、個々の事案について適切に支援・対応するために、私立学校における教育相談体制を整備する。従来の学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図るために、学校の養護教諭の他に外部の専門性をもった臨床心理士などの児童生徒の内面的な問題に関する専門家を「スクールカウンセラー」として配置し、教育相談体制を整備し支援機能の充実を図る。             | 学事課       | <ul style="list-style-type: none"> <li>スクールカウンセラーを配置している私立小・中・高等学校に対して補助金を交付し、校内教育相談体制の充実を図った。私立学校44校に対して23,760千円を交付した。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>スクールカウンセラーの活用をさらに促す必要がある。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>定期的に事業の活用を周知する。</li> </ul>   |       |
| 19<br>いじめ防止対策等推進事業(スクールソーシャルワーカーの配置)     | 問題を抱える児童生徒の置かれた環境への働きかけを支援するスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置している。  | 指導課       | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度は、スクールソーシャルワーカーとして、社会福祉士等の資格を有する者を新たに5名雇用し、これまでの教育事務所配置から、不登校等対策拠点校5校に配置した。年間配置時間は、平成25年度の140時間から543時間に拡充した。</li> <li>スクールソーシャルワーカーは、各学校等の求めに応じて、問題を抱えた児童生徒に対し、児童生徒が置かれた環境の問題への働きかけや関係機関等の連携・調整を行った。具体的には、ケース会議で福祉的な立場からの支援方法を提案したり、関係機関を訪問し連携できる内容を確認したりした。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度からスクールソーシャルワーカーの配置先を拠点校に変更したが、学校等で具体的な活用方法が十分に周知できていない。</li> <li>スクールソーシャルワーカーの活動範囲が広く、支援対象となる学校数も多い。更なる配置の充実を図る必要がある。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>スクールソーシャルワーカーを有効に活用するために、具体的な活用例などを紹介するなどして、学校等への周知を工夫していく。</li> <li>課題を持った児童生徒に対して適切かつ迅速に対応するためにスクールソーシャルワーカーの配置の充実を努めたい。</li> </ul>  |       |
| 20<br>地域連携アクティブスクールの設置(スクールソーシャルワーカーの配置) | 「県立学校改革推進プラン」に基づき、地域の教育力を活用して自立した社会人を育成する地域連携アクティブスクールに社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、生徒の相談に応じるとともに関係機関と連携した援助を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、いじめ防止の観点も含めたきめ細かな支援体制を整備する。   | 県立学校改革推進課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域連携アクティブスクールの設置校へのスクールソーシャルワーカーの継続配置ができた。配置により、きめ細かな支援体制の推進が図れた。関係機関との連携により、生徒の置かれた様々な環境の問題への働きかけができた。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域連携アクティブスクールの設置校へのスクールソーシャルワーカーの継続的な人材の確保。生徒の相談等にきめ細かに応えられる、校内における支援体制の充実を図る。生徒の置かれた様々な環境の問題への働きかけのため、関係機関との円滑な連携。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域連携アクティブスクールの設置校へのスクールソーシャルワーカーの継続配置。生徒の相談等にきめ細かに応えられる、校内における支援体制の充実を図る。生徒の置かれた様々な環境の問題への働きかけのため、定期的な関係機関との連絡会議の開催。</li> </ul>  |       |
| 再掲<br>3<br>学校問題解決支援対策事業                  | 保護者及び地域住民等からの要望等のうち、学校が単独で解決困難な事案に対して、弁護士、精神科医、臨床心理士等の委員と教育庁関係課からなる「学校問題解決支援チーム」を設置し、月1回程度、会議を開催し、解決に向けて指導助言するなど、学校や市町村教育委員会の支援にあたる。さらに、より有効な問題解決につなげるため、初期段階での機動的な対応として、緊急的な打合せや相談等が必要な案件について弁護士相談等を含む初期対応を行う。 | 教育政策課     | <ul style="list-style-type: none"> <li>本事業を開始した平成22年度は6件、23年度は4件、24年度は5件、25年度は、5件の案件について協議した。</li> <li>今年度は、会議で5件、緊急の弁護士相談で1件、臨時の打合せで1件、合わせて7件について協議した。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>扱った事案件数は増加していないが、会議で扱った事案への対応をもとに作成した研修資料の配付、各学校の研修会などを通じて、学校の対応能力が向上している。</li> <li>昨年度から運用し始めた機動的な対応の活用要請が、学校から関係課に寄せられるなど、周知が進んでいる。引き続き、学校等が本事業をより手軽に活用できるようにする。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業の運用方法の改善を図るとともに、教育庁各課に寄せられる学校等からの相談の中に、新たな事例となる事案がないか、より積極的に情報収集を行う。</li> </ul>  |       |

施策・事業の目的、評価の観点：「3 人材の確保及び資質の向上」（その4）

|          | 施策・事業等の名称    | 事業概要   | 担当課  | 施策事業の目的、評価の観点に基づく自己評価   |   |                    | 委員の意見 |
|----------|--------------|--|------|---|---|--------------------|-------|
|          |              |  |      | 実績・成果   | 課題  | 改善策                |       |
| 再掲<br>11 | スクール・サポーター制度 | スクール・サポーターは、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒を対象とした非行防止や立ち直り支援、学校における児童生徒の安全の確保」などを目的とし、主として、非行問題等を抱える学校からの要請に基づいて派遣し、「教職員に対する生徒指導や健全育成に係る助言」、「学校が実施する学校内外のパトロール活動への支援」など、学校への支援活動を行っている。 | 県警本部 | ・学校派遣活動においては、16校の中学校へスクール・サポーターを派遣した（前年度比-4校）ほか、非行防止教室、学校訪問活動等の各種支援活動を実施した。 | ・問題解決の長期化等により、学校からの派遣要請に十分な対応が図れておらず、いじめ問題を含めた問題を抱えた学校への支援体制を拡充する必要がある。 | ・スクール・サポーターの拡充を図る。 |       |

## 施策・事業の目的、評価の観点：「4 啓発」（その1）

| 施策・事業等の名称                              | 事業概要   | 担当課     | 施策事業の目的、評価の観点に基づく自己評価  |   |   | 委員の意見 |
|--|--|---------|--|---|---|-------|
|  |  |         | 実績・成果  | 課題  | 改善策   |       |
| 21<br>いじめ防止対策等推進事業（いじめ防止対策等に関する啓発資料作成） | いじめ問題に関する県の取組及び具体的な事例に基づく対応、関係機関との連携等について学校現場での利用を想定した啓発資料を作成し配付する。また、家庭での子どもの見守りのポイントや相談機関の一覧等を示した保護者向け啓発資料及び、いじめの理解やいじめへの対応、相談窓口等について記載した、児童生徒向け啓発資料を作成し配付する。  | 指導課     | <ul style="list-style-type: none"> <li>各学校におけるいじめ防止等の取組の充実、教職員の指導力の向上を図るため、体系的かつ実践的にまとめたA4判141ページの「教職員向けいじめ防止指導資料集」を作成し、県内の全ての国公立小・中・高・特別支援学校に配付した。</li> <li>各家庭におけるいじめの防止等に関する保護者の意識啓発を図り、学校と家庭が協力していじめのない安全・安心な教育環境をつくるため、「保護者向けいじめ防止啓発リーフレット」を作成し、県内の全ての国公立学校の全児童生徒（小学校は、加えて新入児童）の家庭に配付した。また、いじめの防止等に関する児童生徒の意識啓発を図るため、いじめの理解やいじめへの対応、相談窓口等について記載した、発達段階に合わせた3種類の「児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレット」を作成し、電子データで県内全ての国公立学校に、提供した。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>教職員向け指導資料集が、各学校における、いじめ防止等の取組の充実、教職員の指導力の向上に実質的に効果を上げるためには、各学校現場において有効に活用される必要がある。</li> <li>保護者向けリーフレット及び、児童生徒向けリーフレットについても同様に、有効活用についての呼びかけが必要である。</li> <li>来年度以降の新入児童の保護者へも、保護者向けリーフレットを配付することが必要である。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>各種会議や連絡協議会等での指導・啓発資料についての広報、各種研修での指導・啓発資料の活用、活用例の紹介など様々な機会を通して、効果的に活用されるよう努めたい。</li> <li>来年度新入児童の保護者に向けた、保護者向けリーフレットの増刷、配付に努める。</li> <li>いじめに悩む児童生徒が一人で悩むことなく、気軽に相談できるように、いじめ防止の啓発カードを作成する（平成27年度新規事業）。</li> </ul> |       |
| 22<br>「学校から発信する家庭教育支援プログラム」活用推進事業      | 自主的な学習機会への参加が難しい家庭や子どもの教育に関心の低い家庭、子育てに悩む家庭など、すべての家庭教育力向上を図る。「子どもとの会話や過ごし方」「心の成長」「いじめ」等について、親としての気付きを促す家庭教育支援資料を、CDに収録している。県内の公立保育所、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、及び公立高等学校等を通じて、各家庭に家庭教育支援資料を配布したり、学級懇談会での講義資料としたりするなどの有効的な活用を推進する。                          | 生涯学習課   | <ul style="list-style-type: none"> <li>就学前健康診断や入学説明会、入学式、保護者会など多くの保護者が集まる機会をとらえ、資料の配付や啓発に本プログラムを活用した。</li> <li>11月16日の「家族の日」とその前後の「家族の週間」に合わせて、本プログラムの中から、特に「親子のコミュニケーション」や「子どもとの会話や過ごし方」等について活用するよう、幼稚園・保育所・小学校・中学校等に改めて依頼した。</li> <li>平成26年度活用状況：保育所：22%、幼稚園：69%、小学校：91%、中学校：84%</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>本プログラムは、配布から5年が経過している。急速な情報化社会の進展に伴い、スマートフォン等の情報端末を介して、子どもたちがネットいじめ・非行・犯罪被害など様々なトラブルに巻き込まれるケース等も増加していること等から、現状に合ったプログラムの追加等が必要である。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度には、スマートフォン利用上の注意など近年課題となっている内容を含め、家庭教育に係る啓発資料を学校等から提供いただき、検討会議を経て県全体で活用できる資料として追加する予定である。</li> </ul>   |       |
| 23<br>ウェブサイト「親カアップいきいき子育て広場」事業         | 生活習慣や学習習慣など、家庭で直面する問題への知識や手立てをウェブサイトに掲載し、家庭教育力向上を図る。具体的には、家庭でいじめの予兆に気付くためのポイントやいじめを発見した際の子どもへの関わり方等を掲載した「子育て豆知識」の他、子育て失敗談、家庭学習、不登校、進路などについて、子どもの発達段階に応じた関わり方をインターネットで発信。携帯電話からも利用できる。平成25年12月1日から大幅に内容を刷新し、教育庁内の関係課と知事部局の子育て支援に係る課とも連携した情報提供を行う。 | 生涯学習課   | <ul style="list-style-type: none"> <li>子育てや家庭教育支援に係る知事部局・教育庁関係各課からの情報に加え、携帯電話やスマートフォンの安全な使用に関する知識や危険性について啓発する外部サイトも併せて紹介した。また、新たに関係課を増やし、内容の充実を図った。</li> <li>平成26年度のアクセス数（平成27年3月末現在）476,226件（パソコン・スマートフォン88,563件 携帯387,663件）</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も、家庭教育に関して近年課題となっている内容等を踏まえた情報の提供を心掛けるとともに、引き続き、内容の充実と毎月一回の更新を図ることや、市町村や各種団体に向けてウェブサイトのリンク貼り付けを促し、保護者へのサイトの周知に努める必要がある。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>次年度も引き続き、家庭教育推進委員会をおとして、家庭教育に係る関係各課の取組や情報の収集・共有化を図るとともに、外部コンテンツ等へのリンクを含め、家庭教育に関連する各種取組をウェブサイトから発信する。</li> </ul>  |       |
| 24<br>人権啓発活動推進事業                       | 児童・生徒の学校におけるいじめ、及びそれを原因とした自殺が発生しており、県としても人権啓発の観点から早急な対応が必要と考え、国（千葉地方検察庁）等関係機関と連携を図り、人権啓発ビデオの貸出し、人権問題講師紹介事業、Jリーグと連携・協力した啓発活動等を実施している。   | 健康福祉政策課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>県内小・中・高等学校等への啓発ビデオの貸出し：貸出件数 44件（視聴人数9,405名）</li> <li>人権問題研修会支援事業：講師派遣実績 11件（参加人数3,135名）</li> <li>Jリーグ（ジェフユナイテッド市原・千葉）と連携・協力した啓発活動<br/>「みんなで『人権サポーター』になろう。」というメッセージとともに相談連絡先の周知を図り、いじめ撲滅に向けた取組みを実施した。</li> <li>スタジアム啓発の実施<br/>日時：平成26年8月31日（日）<br/>場所：フクダ電子アリーナ<br/>内容：啓発グッズの配布等</li> <li>ポスターの作成、配布（2,500枚）</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も、児童・生徒向けのいじめをテーマとしたビデオのライブラリを増やしていくとともに、学校やPTA等で利用可能な人権問題研修会支援事業、啓発ビデオ貸出について引き続き周知に努める必要がある。</li> <li>いじめ相談ダイヤルの周知を目的としたポスターについて、各学校に1部ずつ配布しているが、校内のより多くの場所に掲示したいという要望があった。</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>学校やPTA等で利用可能な人権問題研修会支援事業、啓発ビデオ貸出を周知するための案内冊子について、県内市町村立小・中学校にも行きわたるよう、平成26年度より作成数を増やしたところである。</li> <li>いじめ相談ダイヤルの周知を目的としたポスターについては、県ホームページからもダウンロードできるよう検討する。</li> </ul>   |       |

## 施策・事業の目的, 評価の観点: 「4 啓発」(その2)

| 施策・事業等の名称                                   | 事業概要   | 事業概要     | 施策事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価  |   |   | 委員の意見 |
|---|--|----------|---|---|---|-------|
|   |  |          | 実績・成果   | 課題  | 改善策   |       |
| 25 子ども・若者育成支援事業(子ども・若者のための相談・支援機関ガイド作成, 配布) | 困難を抱える若者を適切な支援に結び付けるため, ライトハウスちば及び各支援機関を紹介したリーフレット, 広報カードを印刷し, 各支援機関・学校等において配布する。  | 県民生活・文化課 | ・リーフレット・広報カードを作成し, 市町村や学校等に活用や配布を依頼した。                          | ・困難を抱える若者やその支援者に必要な情報が伝わるよう, 効果的な広報・啓発をしていく必要がある。                                 | ・市町村や学校, 各支援機関の意見を聞きながら, 配布先の検討などより効果的な広報・啓発に努めていく。                             |       |
| 26 青少年総合対策本部事業(青少年を健全に育てる運動ポスター作成・配布)       | 青少年の健全育成を目的として, 内閣府や九都県市と連携して啓発を行う。  | 県民生活・文化課 | ・啓発ポスターを作成し, 庁内関係機関, 県内小中高等学校, 市町村, 青少年育成団体, 鉄道会社等へ配布し掲示依頼を行った。 | ・効果的な広報・啓発をしていく必要がある。   | ・関係諸機関の意見を聞きながら, より効果的な配布先等について検討していく。  |       |
| 27 非行防止教室                                   | 非行防止教室は, 児童生徒の規範意識の向上や犯罪被害等の未然防止を目的として, 小・中・高校生等を対象に学校関係者の理解と協力を得て, 少年補導専門員などの警察職員を派遣し, 教材を使用して開催している教室であり, 児童生徒の規範意識のより一層の醸成を図っている。 | 県警本部     | 平成26年中において, 372回開催した(前年比+41回)。                                  | ・少年を巡る問題は, 凶悪・悪質な事件の発生やいじめ問題など, 加害と被害の両面において, 深刻な状況にあることから, 少年の規範意識の向上が一層求められている。 | ・少年の規範意識の向上は, 犯罪の抑止のみならず, いじめを防止する上で大きな効果が期待できることから, 学校の理解と協力を得て, 今後とも積極的に実施する。 |       |

## 施策・事業の目的, 評価の観点: 「5 ネットいじめ対策」その1)

| 施策・事業等の名称                        | 事業概要  | 担当課   | 施策事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価   |   |   | 委員の意見  |  |
|----------------------------------|---|---|--|---|---|--|--|
|                                  |   |   | 実績・成果  | 課題  | 改善策   |  |  |
| 28 青少年ネット被害防止対策事業(ネットパトロール)      | 携帯電話の学校裏サイト, ブログ, プロフ等, 児童生徒の書き込み頻度の高いサイトを中心にネットパトロールを実施し, 削除依頼や教育委員会等への通報を行う。  | 県民生活・文化課  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネット監視員を2名配置し, 中学校・高等学校の生徒の問題のある書き込みを監視している。特に問題があるものについては, 教育委員会, 警察等に連絡し, 書き込みの削除を含めた生徒への指導を依頼した。</li> <li>・ネットパトロールの結果と情報を公表するとともに, 要請に応じ, 児童生徒, 保護者, 学校関係者に向けて講演を実施するなど, インターネットの安心利用について啓発を図った。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・問題のある書き込みは依然として増加しており, インターネットの安心利用についての啓発を効果的に実施する必要がある。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・講演の対象を広げるなど, 効果的な啓発を検討する。</li> </ul>  |  |  |
|                                  |   | 指導課   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民生活・文化課からの情報提供を受けて該当の県立学校に情報提供し, 当該生徒への確認, 書き込みの削除, トラブル・問題行動への対応・指導, 保護者への連絡, 生徒への心のケアなど, 適切な対応を依頼している。</li> <li>・指導課は学校に, 情報提供を行った案件について対応後に情報提供するように求めており, 対応法について学校の相談に乗ったり, 必要に応じて指導・助言したりした。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生による, 不適切, 不用意な書き込みは増加している。特に「無料通信アプリ」や「つぶやきサイト」への書き込みについて, 限定された空間ではないという意識が薄く, トラブルが多く発生している。情報モラル教育の更なる充実が喫緊の課題である。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ問題対策連絡協議会担当者会議ネットいじめ対策専門部会において対応策を検討し, 本会議に報告する予定である。</li> </ul>   |  |  |
|                                  |   | 学事課   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立高等学校に係るネットパトロールの情報について, 当該校に注意喚起と指導を依頼することが主な業務である。当該校の管理職に一報を入れ, 内容の確認を依頼するとともに, 削除依頼を含めた指導を依頼している。</li> <li>・学校の指導により, 状況の沈静化が図れていると思われる。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・オープンネットワークへの対応が可能な一方でクローズドネットワークには対応できない状況である。ラインいじめが問題視される状況で, どのような対応が可能か見極める必要がある。</li> <li>・特定の学校への対応が集中するケースも見られた。インターネット利用に係る啓発活動を更に進めていくことが必要である。</li> <li>・指導する教員サイドの知識・理解が追い付いていない状況も見られる。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・結果としてネットいじめの状況となってしまったケースでは, 学校指導に対して保護者が納得せず, 苦情を申し立てる事案も発生していることから, 児童・生徒及び保護者を対象とした講演会等の実施をさらに促す必要がある。</li> <li>・指導する側の教職員向けの研修の推進に向けた働きかけを進めていく。</li> </ul> |  |  |
| 29 青少年非行防止対策事業(非行防止リーフレットの作成・配布) | 非行防止に対する親の心構え及び相談機関の案内等を記したリーフレットを作成し, 新中学生の保護者に配布することにより, 非行防止の啓発を図る。(新中学生版) 非行防止に対する心構え及び相談機関の案内等を記したリーフレットを作成し, 新高校生に配布することにより, 非行防止の啓発を図る。(新高校生版) | 県民生活・文化課  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットいじめを含むインターネットに潜む危険に対する情報が掲載された非行防止リーフレットを新中学生の保護者及び新高校生に対し各65,000部配布した。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットに潜む危険に直面する新中学生の保護者や新高校生に対し必要な情報が伝わるよう, 効果的な広報・啓発をしていく必要がある。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村や学校, 各関係機関の意見等を参考に, より効果的な広報・啓発に努めていく。</li> </ul>  |  |  |
| 再掲<br>5                          | いじめ防止対策等推進事業(千葉県いじめ問題対策連絡協議会の開催)  | 学校, 教育委員会, 児童相談所, 法務局又は地方法務局, 都道府県警察その他の関係者により構成する協議会を設置し, いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図る。 | 指導課  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県教育庁及び知事部局の関係各課, 市町村教育委員会, 児童相談所, 千葉地方法務局, 県警察本部等の機関, 弁護士, 医師, 心理や福祉の専門家の職能団体等, 38の機関・団体の代表者及び会長(千葉県教育委員会教育長)をもって連絡協議会を組織した。</li> <li>・第1回目の会議を平成26年7月7日に開催し, 各機関等によるいじめ防止対策等, 有意義な情報交換, 意見交換が行われた。また, 「千葉県いじめ防止基本方針」(案)について協議した。</li> <li>・担当者会議に, ネット関係の機関等による「ネットいじめ対策専門部会」を設置し, 平成27年1月9日に第1回を開催して情報交換等を行った。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議では, 各機関等がそれぞれのいじめ防止対策を認識し合うことが主なテーマとなったが, 今後はより具体的なテーマを設けて協議することも必要である。</li> <li>・参加機関等が38と多いので, 会議の効率化や担当者会議の有効活用等の工夫が必要である。</li> </ul>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度は, 7月の本協議会の前に複数回「ネットいじめ専門部会」を行い, ネットいじめ対策について検討したい。本連絡協議会では, この案についての協議をテーマの一つとする予定である。</li> <li>・参加機関等の取組については資料にまとめ, 効率化する。</li> </ul> |  |

## 施策・事業の目的, 評価の観点: 「5 ネットいじめ対策」その2)

| 再掲<br>13 | 施策・事業等の名称 | 事業概要   | 事業概要           | 施策事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価   |  |   | 委員の意見 |
|----------|-----------|--|----------------|--|--|---|-------|
|          |           |  |                | 実績・成果  | 課題   | 改善策   |       |
|          | 研修事業      | <p>【総合教育センターの研修事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初任者研修, 経験者研修, 教務主任研修, 新任教頭研修, 新任校長研修等でのいじめの問題を扱っている。</li> <li>・市町村教育委員会の要請を受けて出前リーダー養成塾という取組を実施しており, その中で今日的課題としていじめの問題を扱っている。</li> <li>・情報モラル指導実践研修や視聴覚教育メディア研修等を実施しており, その中でネットいじめ防止について扱っている。</li> </ul> | 総合教育センター       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ関係事業として29研修の中でいじめ防止についての講話や演習をおこなった。全研修の延べ日数は36日で, 参加者総数は4,944名であった。昨年までの初任研, 5年研, 10年研, リーダー研, 教務主任研に加え, 新任教頭研, 新任校長研, 新任養護教諭研にいじめに特化した研修を取り入れた。具体的にはいじめへの対応, 未然防止, 人間関係づくり等の講話・協議・事例演習を行った。</li> <li>・市町村教育委員会からの要請に基づいて, 出前養成塾を実施した。その中で今日的課題として2市(香取市・匝瑳市)でいじめ問題を扱った。</li> <li>・学校支援事業(情報モラル関係)として, 県内小学校, 高校, 民間研究会の研修会講師として児童・生徒, 教職員, 保護者240名に指導助言を行った。</li> <li>・情報モラル研修は初任研で各校種1日, 情報モラル指導者実践研修や視聴覚教育メディア研修の中でネットいじめの防止について扱った。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対応の研修への参加者のうち前期層(経験1年~10年)の教員の割合は80%を占めている。中期・後期層(11年目以降)対象の研修の確保が課題である。</li> <li>・ネットいじめ防止については, 講話や演習が中心になっている。生徒向けの情報モラル教育のための教材が現状に追いついていない。「無料通信アプリ」や「つぶやきサイト」等の模擬体験の場ができていない。情報モラル関係の児童生徒の実態把握ができていない。また, 教員の情報モラル教育の具体的な取組状況の把握ができていない。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・前期層の研修の質の向上を図るため, 講義形式からグループ討議を入れた演習等を取り入れていく。</li> <li>・中期層・後期層の研修の場の確保として, リーダー養成塾を全県下に広報し活用を図る。</li> <li>・SNS体験アプリを平成28年度に作成する。普及しやすいSNS体験研修が実施できる環境整備を各方面にお願いしていきたい。</li> <li>・平成27年度中に全県の児童・生徒, 教職員対象の情報モラル関係調査を行う。</li> </ul>   |       |
|          |           | <p>【子どもと親のサポートセンターの研修事業】</p> <p>小・中・高校生徒指導研修や教育相談基礎研修・上級研修・学校カウンセリング専門研修において, いじめ問題をテーマに具体的な事例検討を行うなどの研修を実施している。</p>   | 子どもと親のサポートセンター | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの背景や加害者になりうる子の特徴を非行の面から理解し, いじめを防ぐ手立てを学ぶ機会となった。</li> <li>・いじめを予防する手立てとして, 構成的グループエンカウンター等の学びの機会を設定し, 学校現場での集団作りに役立つ研修を実施した。</li> <li>・いじめの原因の一つとなる子どもを取り巻くネット社会について学ぶ機会をもった。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な校種の教諭が受講するため, それぞれの課題に具体的に対応することが難しい。</li> <li>・より幅広い視点からのいじめについての研修を企画する。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な事例を通していじめの構造について学べる研修を企画する。</li> <li>・研修担当者や講師の打ち合わせを綿密にし, 受講者のニーズにあった研修を企画, 運営する。</li> </ul>   |       |
|          |           | <p>【指導課主催の研修(新規)】</p> <p>いじめの問題に特化し, 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織のリーダーを養成する新たな研修を平成26年度から実施する。</p>   | 指導課            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年8月25日に教育事務所及び市町村教育委員会の生徒指導担当指導主事, 県立学校・市立高等学校・市立特別支援学校でいじめの防止等の対策のための組織の中核となる教員を招集し, 千葉県いじめ防止基本方針について詳細に説明した。その際, 臨床心理士の視点から「学校におけるいじめ防止等の取組の推進について」の講演を実施した。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ここ数年で, 様々ないじめ防止等のシステムが整ってきたが, すべての教員が十分に理解しているとは言えない。また, 研修の時間に制約があり, 受講者参加型の研修を実施しにくい。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度と同様に管理職を対象とした研修を実施する。学校におけるいじめの未然防止, 早期発見, 早期の適切な対応について, 必要な知識, 技術, マネジメント力を習得し, 問題の解決に向けた判断力と行動力を発揮する指導者を集中的に養成し, 各学校のいじめ問題への対応力を高めるいじめ問題対策リーダー養成集中研修を実施する。(宿泊研修:平成27年度新規事業)</li> <li>・生徒指導等の分野で経験豊富な退職教員等の生徒指導アドバイザー, 臨床心理士, 指導主事で, チームを組み, 小・中・高等学校を訪問し, 学校におけるいじめ防止基本方針やいじめ防止等のための組織, 教育相談体制等について, 指導助言を行う。(いじめ問題対策支援チーム派遣事業:平成27年度新規事業)</li> </ul> |       |

## 施策・事業の目的, 評価の観点: 「5 ネットいじめ対策」その3)

| 施策・事業等の名称                                    | 事業概要   | 事業概要 | 施策事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価  |  |  | 委員の意見 |
|--|--|------|---|--|--|-------|
|  |  |      | 実績・成果   | 課題   | 改善策  |       |
| 再掲<br>21<br>いじめ防止対策等推進事業(いじめ防止対策等に関する啓発資料作成) | いじめ問題に関する県の取組及び具体的な事例に基づく対応, 関係機関との連携等について学校現場での利用を想定した啓発資料を作成し配付する。また, 家庭での子どもの見守りのポイントや相談機関の一覧等を示した保護者向け啓発資料及び, いじめの理解やいじめへの対応, 相談窓口等について記載した, 児童生徒向け啓発資料を作成し配付する。 | 指導課  | <p>・各学校におけるいじめ防止等の取組の充実, 教職員の指導力の向上を図るため, 体系的かつ実践的にまとめたA4判141ページの「教職員向けいじめ防止指導資料集」を作成し, 県内の全ての国公私立小・中・高・特別支援学校に配付した。</p> <p>・各家庭におけるいじめの防止等に関する保護者の意識啓発を図り, 学校と家庭が協力していじめのない安全・安心な教育環境をつくるため, 「保護者向けいじめ防止啓発リーフレット」を作成し, 県内の全ての国公私立学校の全児童生徒(小学校は, 加えて新入児童)の家庭に配付した。また, いじめの防止等に関する児童生徒の意識啓発を図るため, いじめの理解やいじめへの対応, 相談窓口等について記載した, 発達段階に合わせた3種類の「児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレット」を作成し, 電子データで県内全ての国公私立学校に, 提供した。</p> | <p>・教職員向け指導資料集が, 各学校における, いじめ防止等の取組の充実, 教職員の指導力の向上に実質的に効果を上げるためには, 各学校現場において有効に活用される必要がある。</p> <p>・保護者向けリーフレット及び, 児童生徒向けリーフレットについても同様に, 有効活用についての呼びかけが必要である。</p> <p>・来年度以降の新入児童の保護者へも, 保護者向けリーフレットを配付することが必要である。</p> | <p>・各種会議や連絡協議会等での指導・啓発資料についての広報, 各種研修での指導・啓発資料の活用, 活用例の紹介など様々な機会を通して, 効果的に活用されるよう努めたい。</p> <p>・来年度新入児童の保護者に向けた, 保護者向けリーフレットの増刷, 配付に努める。</p> <p>・いじめに悩む児童生徒が一人で悩むことなく, 気軽に相談できるように, いじめ防止の啓発カードを作成する(平成27年度新規事業)。</p> |       |
| 再掲<br>27<br>非行防止教室                           | 非行防止教室は, 児童生徒の規範意識の向上や犯罪被害等の未然防止を目的として, 小・中・高校生等を対象に学校関係者の理解と協力を得て, 少年補導専門員などの警察職員を派遣し, 教材を使用して開催している教室であり, 児童生徒の規範意識のより一層の醸成を図っている。                                 | 県警本部 | 平成26年中において, 372回開催した(前年比+41回)。  | <p>・少年を巡る問題は, 凶悪・悪質な事件の発生やいじめ問題など, 加害と被害の両面において, 深刻な状況にあることから, 少年の規範意識の向上が一層求められている。</p>   | <p>・少年の規範意識の向上は, 犯罪の抑止のみならず, いじめを防止する上で大きな効果が期待できることから, 学校の理解と協力を得て, 今後とも積極的に実施する。</p>   |       |

## 施策・事業の目的、評価の観点：「6 調査研究」

| 施策・事業等の名称                          | 事業概要   | 担当課 | 施策事業の目的、評価の観点に基づく自己評価  |   |   | 委員の意見 |
|------------------------------------|--|-----|--|---|---|-------|
|                                    |  |     | 実績・成果  | 課題  | 改善策   |       |
| 30<br>いじめ防止対策等推進事業(千葉県いじめ対策調査会の開催) | 大学の研究者、心理等の専門家などの学識経験者からなる調査会であり「いじめの防止等に関する調査研究」「県が実施するいじめの防止等の対策に関する審議」「重大事態が県立学校に発生した場合における、その事実の確認並びに調査及び審査」を行う。   | 指導課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本年度に開催した、3回の会議において、県いじめ防止基本方針に関する審議を行い、8月に、「千葉県いじめ防止基本方針」が策定された。この基本方針を、市町村教育委員会、各学校をはじめとして広く県内に周知し、いじめ問題への取組をさらに推進させることができた。</li> <li>・第3回の会議では、県が実施するいじめ防止等のための対策に関する点検・評価等について、委員の意見を伺い、客観的な点検・評価が行われる体制が整った。</li> <li>・平成26年度に県が実施したいじめ防止等のための対策に関する点検・評価のための会議は、平成27年6月に開催する予定である。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の方々の、御自身の職務における業務のスケジュールが過密なため、会議開催の日時の調整がやや難しい。また、会議をさらに充実したものにしよう努める必要がある。</li> </ul>                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・実際に重大事態が発生し、調査を行うことになったときなどには、速やかに本調査会を開催できるように、委員の招集等について迅速に対応をする。また、会議をさらに充実させるため、議論の課題を明確にし、適切な資料を委員に提供できるように準備する。</li> </ul>  |       |
| 31<br>児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査    | 児童生徒の生徒指導上の諸問題の現状を把握し、今後の施策の推進を目的に毎年実施されている文部科学省所管の統計調査である。いじめの問題以外にも暴力行為、不登校などについての調査も実施しており、いじめ問題を考える上での基礎資料となる。   | 指導課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の公立学校の調査結果を6月末に文部科学省に提出。10月17日に全国の結果公表に合わせて、千葉県の結果を公表し、10月末に結果通知を行った。その後、各種会議や研修会で、結果概要を伝えるとともに、本県のいじめ問題への取組について説明を行った。</li> <li>・いじめの認知件数は、平成24年度の20,687件に対し、平成25年度は20,187件と500件減少したが、千葉県公立学校の1000人あたりの認知件数は、34.3件と全国平均(13.4件)の倍以上となっている。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年4月からのいじめ防止対策推進条例の施行、同年8月の千葉県いじめ防止基本方針の策定を受けて、県を挙げての取組が進む中、各学校のいじめ問題に対する取組状況をより詳しく把握する必要がある。</li> </ul>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・文科省の問題行動調査を実施する際に、いじめに関する県独自の調査を併せて行うこととする。具体的な質問項目は、次のとおりである。</li> <li>①学校いじめ防止基本方針についての取組(複数回答可)</li> <li>②いじめ防止対策のための組織による会議の開催回数</li> <li>③いのちを大切にするキャンペーンの活用状況</li> <li>④豊かな人間関係づくり実践プログラムの活用状況</li> <li>⑤インターネットを通じて行われるいじめの防止のための取組(複数回答可)</li> <li>⑥いじめへの対応における課題(複数回答可)</li> </ul> |       |
| 再掲<br>9<br>いじめ対策等生徒指導推進事業          | 不登校児童生徒の早期発見・早期対応をはじめ、より一層きめ細かな支援を行うため、教員や訪問相談担当教員の研修、教育支援センター等を中心とした不登校対策に関する中核的機能を充実し、学校・家庭・関係機関が緊密に連携した地域ぐるみのサポートネットワークの整備に係る実践的な調査研究を行う。また、各地域で特色のある実践を行い、成果を広く普及する。 | 指導課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもと親のサポートセンターにおいて、不登校の子どもに対して、異年齢によるグループ活動により社会性を高める「サポート広場」などを実施し、学校復帰に向けた支援をするとともに、保護者に対しては、懇談会やセミナーを実施し、効果的な支援の方法を研究した。</li> <li>・「学校支援事業」としては、所員が学校に訪問し、事例検討会等を行い、教職員の資質力量の向上を図った。これらの成果や効果的な取組を、教育相談ネットワーク連絡協議会や、定期的に発行する「サポートセンターニュース」等で周知した。</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもと親のサポートセンターで開催する事業へは近隣地域からの参加が多いが、遠方の子供や保護者は参加しにくいとの声がある。</li> <li>・学校支援事業においては、福祉的な対応や特別支援を必要とする事例が増加している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後は、県内各地で児童生徒や保護者を支援できる体制づくりと、開催地域の市町村教育委員会等との連携をさらに充実させる。</li> <li>・福祉関係機関(児童相談所・市町村福祉担当課等)とのネットワークの構築や、総合教育センターの特別支援教育部との連携支援を充実させる。</li> </ul>   |       |